

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方		(別紙1)
No.	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	本改正に賛成である。	皆様からいただいた御意見も踏まえつつ、原子力政策を進めてまいります。
	原子力発電は、石油資源の節約、脱炭素への貢献、電気料金の低減に資するところ、様々な法令によりその建設・運用への厳しい制約が設けられており、国民の利益を損ねているものと思料。したがって、より円滑に原子力発電所の建設・運用ができるようにするための今般の改正に賛同。	
	今回の重要電源開発地点制度の見直しについては、事業者が申請書に記載する原子力の種類（炉型）、開発電源の供給計画への記載、および公開ヒアリングのあり方について、現状との整合性を確保するとともに、国も地域理解の観点から一歩前に出るためのものと認識。これは、脱炭素電源としての原子力を活用していくため次世代革新炉の開発・設置に取り組むこととしている第7次エネルギー基本計画に沿うものであり、原子力事業者にとっては予見性の向上につながるものと考えられ、前向きに捉えている。	
2	東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本改正に反対である。	東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて、原子力政策を進めていくことが、エネルギー政策の原点です。福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、安全神話に二度と陥らないとの決意の下、原子力規制委員会で策定された新規制基準では、地震や津波、竜巻、火山など、あらゆる自然現象に対して、厳しい条件が考慮されています。原子力規制委員会が、こうした「新規制基準に適合する」と認めない限り、原子力発電所の活用が認められることはない、というのが政府の一貫した方針です。 その上で、D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった現状の課題を克服する観点でも、脱炭素電源の確保が求められています。こうした背景を受け、第7次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示しています。 本改正は、こうした方針にのっとり、原子力政策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現状と整合的でない点について、実態を踏まえた見直しが必要であるために実施するものです。
	申請ハードルを下げるような、この変更に反対。このやり方のどこに福島第一原発事故の反省や教訓は生かされているのか。むしろ、15年経ってほとぼりが冷めただろうから、もういいだろう…などとお考えなのではないかと心配になる。	
	福島原発事故の際、東日本が壊滅的被害になっていてもおかしくない、被害がこの程度で済んだのは幸運だったという話もある。それを踏まえると、つまり、経済産業省としては、原発立地地域やその周辺の住民、日本国民の安全・安心よりも原発新設や建替えの方が重要であり、優先すべきと考えだという事か。 原発政策を選ぶ時点で既に道を誤っていると感じるが、その原発政策を拙速に進めようというのは以ての外です。このパブリックコメントにある変更は改悪です。明確に反対します。	
3	最終処分方法が未確立なので、本改正に反対である。	御指摘の最終処分については、原子力発電を利用していく以上、避けては通れない国家的課題です。引き続き、地域の皆様の御理解を得るべく丁寧に対応していくとともに、可能な限り早期の最終処分の実現に向け、国が前面に立って取り組んでまいります。 その上で、2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、2040年代以降に既存の原子力発電所の供給力が大幅に減少していくことを踏まえ、次世代革新炉への建て替え等を進めていくこととしており、本改正は、こうした方針にのっとり、原子力政策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現状と整合的でない点について、実態を踏まえた見直しが必要であるために実施するものです。
	本告示案は、原子力発電所の新設を進めやすくするために、手続き要件を緩和する内容となっており、この方向性に強く反対。日本は、原子力発電を続ける中で生じる 高レベル放射性廃棄物の最終処分方法を確立できていない。 現状の「地中深くに埋めるしかない」という方法は、科学的に“唯一の選択肢”ではなく、“他に方法がないから仕方なく選んでいるだけ”。しかし、その「埋める場所」は全国どこにも決まっていない。 つまり、原子力発電所を新設すればするほど、処理できない危険物を未来に積み増すだけ。核廃棄物の処理方法が確立していない以上、原子力発電所の新設は本質的に無責任。子どもを持つ親として、未来世代に「処理できない核のゴミ」を残す制度改正には断固反対。	
4	次世代革新炉の開発・設置に反対であるので、本改正にも反対である。	D XやG Xの進展により電力需要増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況であり、低いエネルギー自給率や火力発電への高い依存といった現状の課題を克服する観点でも、脱炭素電源の確保が求められています。こうした背景を受け、第7次エネルギー基本計画では、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示しました。 また、2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後に既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要であり、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを進めていく方針です。 本改正は、こうした方針にのっとり、原子力政策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現状と整合的でない点について、実態を踏まえた見直しが必要であるために実施するものです。 なお、エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー基本計画の策定にあたっては、様々な立場の方の意見を聞きながら検討を進めることが重要です。エネルギー基本計画の策定に際しては、パブリックコメントを実施して様々な意見を伺うことに加え、 ①審議会の検討過程における様々な立場の団体へのヒアリングの実施 ②審議会と並行して、HPで常時広く意見を受け付ける「意見箱」の設置 ③全国各地での説明会・意見交換会の開催 などを行ってまいりました。
	新旧対照表 第四条第一項第三号について、現行制度で「軽水減速軽水冷却沸騰水型、改良型軽水減速軽水冷却沸騰水型、軽水減速軽水冷却加圧水型及び改良型軽水減速軽水冷却加圧水型」に限定されている炉型区分を「革新軽水炉、小型軽水炉その他の次世代革新炉の別」に置き換えるとしている。これは実用実績のない次世代革新炉を、既存の実績ある炉型と同列に「重要電源開発地点」制度の対象として組み込み、指定・電源立地交付金の増額等の対象とする道を開くものである。参考資料にも「第7次エネルギー基本計画では、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、次世代革新炉の開発・設置に取り組むこととしている」とあるが、そもそも第7次エネルギー基本計画の改訂に際して実施されたパブリックコメントでは、原子力の積極活用へと舵を切る方針転換に対し、多数の国民から強い反対意見が寄せられていた。本改正案が前提としている第7次エネルギー基本計画自体が、国民の理解・了承を得られたものとは到底言えない状況にあることを、まず認識すべきである。その上で、次世代革新炉自体の開発・設置に反対する立場から、この記載区分の追加そのものに反対する。 本改正案が掲げる炉型区分の追加、供給計画記載要件の緩和、公開ヒアリングの新設・地元同意記載の見直しのいずれも、次世代革新炉の開発・建て替えを手続き面で円滑化するためのものである。原子力発電のすべての新増設・建て替えに反対する立場から、これらの見直し全てに反対する。国が取るべきは、指定制度の要件を緩和して原子力の新規開発を後押しすることではなく、次世代革新炉を含めた新増設・建て替え計画そのものを撤回することである。	
	新旧対照表 第四条第一項第一号について、現行「供給計画に記載がされていること」という要件を「供給計画に原則として記載がされていること」に変更し、「原則として」を付加するとしている。参考資料では「原子力の新規電源が供給計画に記載されるのは、原子力規制委員会に対して届出を提出した後になると考えられる」ため、「当該制度目的に照らして充足し得ない要件となっている実態は、適正化する必要があるのではないかと」と説明している。しかしこれは実質的に、計画の具体化が確認できていない段階でも重要電源開発地点の指定・交付金増額等の対象とすることを可能にする規制緩和にほかならない。指定要件を事業者の実態に合わせて緩めるのではなく、本来は次世代革新炉の開発・設置自体を進めないという結論に至るべきであり、要件緩和による前倒し指定には反対する。	
5	原子力発電所の新設を進めやすくなるための本改正に反対である。	2040年より前に既設炉のうち300万kW以上が運転期間60年に到達し、その後に既設炉の脱炭素電源としての供給力を大幅に喪失していくことを踏まえつつ、2040年、そしてそれ以降の経済成長、国民生活の向上のために必要となる脱炭素電源を確保するため、十数年から20年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを考慮しつつ対応を進めることが必要であり、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを進めていく方針です。本改正は、こうした方針にのっとり、原子力政策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現状と整合的でない点について、実態を踏まえた見直しが必要であるために実施するものです。本制度による地点の指定にかかわらず、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めない限り、原子力発電所の建設が認められることはありません。 その上で、供給計画における原子力についての記載は、原子力規制委員会の設立以降、原子炉等規制法に基づき提出される届出等と可能な限り整合を図ることを求めています。したがって、原子力の新規電源が供給計画に記載されるのは、原子力規制委員会に対して届出を提出した後になると考えられます。一方で、地点指定制度の趣旨・目的は、電源開発の手続きに係る円滑化であるところ、当該制度目的に照らして充足し得ない要件となっている実態について、適正化を図る観点から、指定の要件において、「供給計画に原則として記載がされていること」と改正することとしています。 また、現行制度では、事業者は申請時に、開発地点の所在地を管轄する市町村長の同意の状況について記載することとしておりますが、事業者が国に申請を行う段階では、必ずしも同意に関する確認ができるとは限らないことから、本改正では、申請段階では協議状況について記載することとしているものです。一方で、本改正後も、地点の指定の要件として、地点の指定に係る市町村長の同意が引き続き必須となっています。 原子力利用は、立地地域の関係者の理解と協力に支えられており、国として立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に取り組むことが重要であることから、改正案では、地点の指定に係る公開ヒアリングの場において、国も、足下のエネルギーに関する情勢等について説明を行うことを明記することとしています。
	本告示案は、原子力発電所の新設を進めやすくなるために、手続き要件を緩和する内容となっているが、私はこの方向性に強く反対。 ・炉型の記載に次世代革新炉を追加 ・供給計画への記載要件を緩和 ・市町村長の同意を「協議状況」へ変更 ・国が公開ヒアリングで積極的に説明する など、原発建設のハードルを下げる改正を行うことは、極めて危険で不適切。	
6	原子力や火力の利用に反対であり、再エネを加速をすべき。	周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。このため、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、使える技術は全て活用するとの方針の下、あらゆる選択肢を追求していく必要があります。 政府としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指していく方針を示しています。 御指摘の再生可能エネルギーについては、地域との共生を図りながら、主力電源として最大限導入を進めていきます。同時に、原子力や火力発電の脱炭素化も重要です。原子力については、安全性の確保を大前提に再稼働を進めていくとともに、次世代革新炉の開発・設置に取り組んでいきます。火力発電については、トランジション手段としてのLNG火力の確保や、水素・アンモニア、CCUS等を活用した火力の脱炭素化を進めていきます。
	廃炉ビジネスだけで向こう200年以上はその業界は経済安定するので、旧型であろうが新型であろうがいかなる原発新設はゼロで問題なし。石炭含む火力も原資が有限なので新設増設は不要。あす以降は基本水力と地熱に力を入れつつ、再生エネルギーを増やし先進国としての在り方を世界にアピールしてほしい。余剰プルトニウムが日本は保有しすぎで非常に古代人の感覚で情けなくカッコ悪い。交付金なんかいらぬ。再生エネルギーを各自治体が自分たちで設置して儲けは各自治体の収益にすればいいだけの話。インフラは莫大な金がかかるという嘘がバレて実際はインフラ企業は儲かることがわかってしまったのでもうそろそろ国は手を引いたほうがいい。	
	原子力反対。	
7	重要とされた電源の開発に向け制度整備の検討をすべき。	皆様からいただいた御意見も踏まえつつ、原子力政策を進めてまいります。
	該当する電源は「地球環境問題への対応」および「電力の安定供給確保」の観点を踏まえて重要電源開発地点として指定を受けることから、国として許認可や行政手続きプロセスが簡素化されることや、資金調達や投資予見性向上のための諸制度を活用しやすくなることなど、重要とされた電源の開発が円滑に進むような仕組みの整備についても、今後の検討をお願いしたい。	

8	従来型の炉を記載できなくなるのは妥当ではない。	昨年 2 月に閣議決定された第 7 次エネルギー基本計画で示しているとおり、脱炭素電源としての原子力を活用していくため、廃炉を決定した原子力発電所を有する事業者の原子力発電所のサイト内での次世代革新炉への建て替えを進めていく方針であり、本改正は当該方針にのっとったものです。なお、改正案の施行の際現に地点の指定を受けている電源については、本改正後も指定の効力を有するよう、附則第 2 項として経過措置を設けることとしています。
	第4条第1項第3号について、次世代革新炉でない従来型の炉型は、記載できなくなるように読め、妥当でない。	
9	炉型に関する記載の柔軟性を高めるべき。	当該制度は、実用炉の建設を対象とした制度であることを踏まえ、実用化が近い炉として革新軽水炉及び小型軽水炉を例示として列挙しておりますが、列挙していない次世代革新炉を排除するものではなく、「その他の次世代革新炉」に含まれ得るため、本改正による規定で御趣旨は満たしているものと考えております。
	炉型区分の表現を「将来の技術」を包含する文言へ広げるべき。現行の「BWR、PWR…」という限定的な書き方から、「革新軽水炉、小型軽水炉その他の次世代革新炉の別」へと選択肢を広げているが、「革新軽水炉」や「小型軽水炉」も依然として「軽水」の枠組みに引っ張られた表現であり、文末の「その他の次世代革新炉」に依存している。新旧対照表の文言を、「革新軽水炉、小型軽水炉、高速炉、高温ガス炉その他の次世代革新炉の別」とするか、あるいは将来の技術革新を想定して「次世代革新炉(革新軽水炉、小型軽水炉その他の経済産業大臣が定めるものを含む)の別」といった、告示を都度改正しなくても審査要領側で柔軟に定義できる書き方に改めるべき。軽水炉以外の次世代炉(高速炉や高温ガス炉など)が具体化した際に、再度この告示を改正する手間を省くことができ、制度の柔軟性が高まる。	
10	長期脱炭素電源オークション等で支援対象である原子力発電について、重要電源開発地点の指定に関する規程の改正案における供給計画に関する要件を緩和することに反対である。	御指摘の各制度については、それぞれの要件に基づき、厳正に審査されているものと承知しております。また、各制度では、重要電源開発地点の指定が前提とはなっておりません。 電気事業法に基づく供給計画における原子力についての記載は、原子力規制委員会の設立以降、原子炉等規制法に基づき提出される届出等と可能な限り整合を図ることを求めています。したがって、原子力の新規電源が供給計画に記載されるのは、原子力規制委員会に対して届出を提出した後になると考えられます。一方で、地点指定制度の趣旨・目的は、電源開発の手続きに係る円滑化であるところ、当該制度目的に照らして充足し得ない要件となっている実態について、適正化を図る観点から、指定の要件において、「供給計画に原則として記載がされていること」と改正することとしています。
	改正案は「申請する地点の電源について電気事業法第二十九条第一項に規定する供給計画に原則として記載がされていること」となっており、「原則として」という言葉が追記されている。「原則として」の追記はせず、削除すべき。重要電源には原子力発電所が含まれているが、原子力発電は、他の電源と比較して建設期間が長く、かつ巨額の初期投資を要するなど、事業の不確実性が大きいという特性を有している。そのため近年では、長期脱炭素電源オークションにより、発電事業者に対して原則20 年間にわたる収入の予見可能性を付与する仕組みが導入されている。この制度は巨額の投資回収を支援するものであり、その財源は容量拠出金を通じて最終的に電気料金として需要家が負担する構造となっている。さらに、原子力発電所の新設等については、GX 推進機構による債務保証や公的融資など、国の信用力を活用した資金調達支援が講じられており、税財源の関与が想定される。このように、原子力発電は建設段階から電気料金や税財源による支援が見込まれる電源である以上、その前提となる供給計画については、他の電源以上に慎重かつ綿密に検討・提示されることが不可欠。したがって、事業者が想定している供給計画の具体的内容が明示されるべき。それにもかかわらず、「原則として」との文言を追加することで、計画の具体性や確実性に関する要件が実質的に緩和されることになるため、文言の追加に反対。	
11	供給計画と原子炉等規制法の関係について	供給計画は、電源開発のリードタイムが長期化する中で、長期的な電力の需給見通しに着目しながら計画的かつ効率的に供給力の確保を図っていく必要があることから、広域的運営の基礎となる電気の供給や電気工作物の設置及び運用についての計画として、電気事業法第29条に基づきすべての電気事業者に提出を義務づけているものです。当該趣旨に鑑み、電力需給の見通しを正確に把握する観点から、電気事業法における関係規定や原子炉等規制法など他法令の規定により提出された認可・届出等と可能な限り整合を取ることを求めており、原子力の新規電源が供給計画に記載されるのは、原子力規制委員会に対して届出を提出した後になると考えられます。 重要電源開発地点の指定においては、当該電源の開発に係る計画の具体化が確実であることを要件の一つとし、供給計画への記載等によって確認していますが、上述のとおり、原子力については、新規電源が供給計画に記載されるのは、原子力規制委員会に対して届出を提出した後のことから、充足し得ない実態となっています。一方で、地点指定制度の趣旨・目的は、電源開発の手続きに係る円滑化であるところ、当該制度目的に照らして充足し得ない要件となっている実態について、適正化を図る観点から、指定の要件において、「供給計画に原則として記載がされていること」と改正することとしています。
	「原子力規制委員会が設立されて以降、供給計画における記載に関し、原子炉等規制法に基づき提出される届出等と可能な限り整合を図ること」が求められてきた理由はなぜか。必要だからこそ、わざわざ規定を作ったと思うが、それを改正する根拠が「電源開発の手続きに係る円滑化」というのは腑に落ちない。	
12	供給計画への記載についての例外適用の要件をより明確に規定すべき。	本改正後に例外として主に想定しているのは、原子炉等規制法に基づく届出等が行われていないため電気事業法に基づく供給計画に記載することができないものの、開発計画としては具体化が進んでいる電源ですが、実際の申請内容に基づき申請された電源の個別の電源の状況を確認した上で判断することとなるため、「原則として」と規定することとしています。
	「原則として」の例外要件を告示(または審査要領)へ明記すべき。改正案では、供給計画への記載を「原則として」記載されていることと緩和してるが、「原則」という言葉だけでは、どのような場合に例外(未記載での申請・指定)が認められるのかが不明確。告示の条文内、もしくは紐づく「運用要領(ガイドライン)」の中に、「ただし、原子力規制委員会への法律に基づく届出の手続き中である等、計画の具体化が確実であると見込まれる客観的な事由がある場合は、この限りでない」といった例外適用の要件を明記し、経産大臣の裁量範囲が明確になり、事業者側にとっても予見可能性(どのような状態なら申請してよいか)が向上させるべき。	
13	本改正は、地元同意の軽視であり、改正に反対である。	本改正は、原子力政策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現状と整合的でない点について実態を踏まえた見直しを行うものです。公開ヒアリングの実施や都道府県知事への意見照会など、指定において必要なプロセスを維持しており、御指摘には当たらないと考えております。また、地点指定に係る公開ヒアリングの場において、国も、足下のエネルギーに関する情勢等について説明を行う方針です。 現行制度では、事業者は申請時に、開発地点の所在地を管轄する市町村長の同意の状況について記載することとしています。また、事業者が国に申請を行う段階では、必ずしも同意に関する確認ができるとは限らないことから、本改正では、申請段階では協議状況について記載することとしているものです。一方で、本改正後も、地点の指定の要件として、地点の指定に係る市町村長の同意が引き続き必須となっています。 また、理解を得る方法については、各地の事情が様々であることから、国が一方的・一律に決めるのではなく、各地域の方々とよく相談しながら対応することとしております。 原子力利用は、立地地域の関係者の理解と協力に支えられており、国として、立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に引き続き取り組んでまいります。
	特に、市町村長の「同意」を「協議状況」に変更する点は、地域の慎重な判断を弱め、住民の意思を軽視するもの。原子力発電所は、ひとたび事故が起れば地域社会に壊滅的な影響を与える。そのような施設の建設手続きを緩和することは、民主的なプロセスの軽視であり、地域の安全を損なうもの。 参考資料の「公開ヒアリングのあり方について」について、電力事業者や原発推進派にやたら有利な変更が加えられようとしていると感じる。原発に不安を抱える地元住民から見たら、これは「改悪」であり、全く公平性に欠ける。説明をして納得が得られてから物事を進めるのが筋だと思うが、納得が得られようと得られまいと、用意した資料を示し、それを読み上げれば説明が済んだとして、政府や電力事業者がやりたいようにやっていいという事にはならない。しかし、参考資料には、「重要電源開発地点制度における申請時の項目として『市町村長の同意の状況』を『市町村長への協議の状況』へ修正。」とある。申請のハードルを下げ、なし崩し的に事業を進めようとする不誠実さの現れではないか。	
14	市町村長の協議の状況を明確にすべき。	理解を得る方法については、各地の事情が様々であることから、国が一方的・一律に決めるのではなく、各地域の方々とよく相談しながら対応することとしております。 政府としては、立地自治体等の関係者に対する理解活動を丁寧に進めることが重要であり、エネルギー政策における原子力の意義や必要性について丁寧な説明を尽くし、幅広い理解を得られるよう取り組んでまいります。
	「市町村長への協議の状況」の記載フォーマット(項目)を標準化すべき。改正案では、申請時の項目が「市町村長の同意の状況」から「市町村長への協議の状況」へと変更されており、単に「協議中」とだけ書けば受理されるようになってしまうと、手続きの形骸化を招く恐れがある。申請書に記載すべき「協議の状況」について、ただの自由記述とするのではなく、「1. 協議の開始時期」「2. 直近の協議日と回数」「3. 主な論点および自治体側の関心事項」といった具体的な報告項目を申請様式(あるいは記載要領)側で規定するべき。事業者が自治体と「実質的な対話」を行っているかを国が客観的に判断できるようになり、地元置き去りの形式的な申請を防ぐことができる。これらの改善は、制度の根本的な方針(国が一歩前に出る、手続きを円滑化する)を変えることなく、文言の追加や様式の規定といった技術的な修正だけで対応が可能な、比較的ハードルの低い改善点と言える。	

15	第二次公開ヒアリングの失効について。	原子力発電所の設置に当たっては、福島第一原子力発電所事故前までは、経済産業省が行う公開ヒアリングに加え、原子力安全委員会が、当該原子炉施設の固有の安全性について地元住民等の疑問、意見等を聴取・参酌することを目的として、第二次公開ヒアリングを実施していました。福島第一原子力発電所事故後、その反省と教訓を踏まえ、規制と利用を分離し、新たに原子力規制委員会が設置されました。これに伴い、原子力安全委員会は解散し、第二次公開ヒアリングの規定もすでに失効しています。現在、原子力発電所の安全性については、高い独立性を有する原子力規制委員会が一元的に確認することとなっています。 なお、原子力規制委員会発足以降、原子力発電に係る重要電源開発地点の指定の申請はなく、原子力発電所の設置に当たってのヒアリング機会を増やしてほしいという御意見はありませんでした。 原子力利用は、立地地域の関係者の理解と協力に支えられており、国として、立地地域との丁寧な対話を通じた認識の共有・信頼関係の深化に引き続き取り組んでまいります。
	公開ヒアリングの実施について、「原子力規制委員会が、原子力施設の安全性について第二次公開ヒアリングを実施していた」が、「(当該委員会の解散に伴い失効)」したとの事。初めて知った。 住民団体等の側から不要だと言ったとは考えにくいので、経済産業省や原子力規制庁、もしくは政府から解散の方向性が示されたと思うが、何をもって解散の判断をしたのか。住民側とすれば、ヒアリングの機会が多い方が良いと思うが、当該委員会が解散して以降、住民側からヒアリング機会を増やして欲しいなどの要望はあったか。それにはどの様に対応・回答されたか。	